

ガス温水暖房契約 選択約款

平成29年4月1日実施
山形ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	3
9. 設置確認	3
10. 契約の変更又は解約	4
11. 精算	4
12. その他	4
(付 則)	
1. 実施の期日	5
2. この約款の掲示	5
(別 表)	
1. 料金の算定方法	6
2. 料金表1 (その他期)	6
3. 料金表2 (暖房期)	7

1. 目的

この選択約款は、ガス温水暖房システムの普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は次のとおりといたします。

- (1) 「ガス温水暖房システム」（以下「温水暖房」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して、暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「浴室暖房設備」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室の暖房・乾燥を行う機器をいいます。
- (3) 「暖房期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5ヶ月間をいいます。
- (4) 「その他期」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7ヶ月間をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 「温水暖房」を設置し使用すること。
- (2) 1需要場所におけるガスメーターの能力が40立方メートル毎時以下で使用する需要家であること。ただしメーターが別途設置の選択約款（融雪用、小型空調用等）は、適用条件外といたします。

(3) 浴室暖房設備のみの設置は除きます。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

(2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は、以下の規定に基づき決定いたします。

① 新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、原則として契約成立後、最初のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

② 新たにこの選択約款に基づき契約を開始した場合は、契約期間は、契約開始日からその前日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って、この選択約款に基づく契約の解約または変更の申し込みがない場合は、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまが同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。

(1) 当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り換えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

7. 料金

(1) お客さまは、支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(3)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

(2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(3) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払いいただきます。

(4) 当社は、別表2. 及び別表3. の料金表を適用して、6. の規定により算出した使用量に基づき、早収料金を算定いたします。

(5) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(6) 料金は、小売約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して50日以内に支払いいただきます。

なお、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（以下「支払期限日」といいます）が、休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延長いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2. 及び別表3. の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} \\ & = \text{基準単位料金} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} \\ & = \text{基準単位料金} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

84,710円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1.(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.93055 \\ & \quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.07593 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、本社事務所のほか、当社ホームページに掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned} \text{イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ \text{ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

9. 設置確認

(1) 当社は4. に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しないか又は、ただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。

(2) 温水暖房を取り外すなど、4. に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社

に連絡していただきます。なお適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガスの使用状況に変更がある場合又は、2.(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、すみやかにこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合又は、お客様に契約違反があった場合（4.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. 精算

- (1) すでにこの選択約款を適用のお客様まで、4.に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、小売約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

12. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

(付 則)

1. 実施の期日

この選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、本社のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金の算定方法

(1) 料金表の適用基準は次のとおりとします。

- ① 「料金表1 (その他期)」は、料金算定期間の末日が5月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
- ② 「料金表2 (暖房期)」は、料金算定期間の末日が12月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金又は8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。なお計算結果の値は、1円未満の端数を切り捨てたものといたします。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表1 (その他期)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから22立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が22立方メートルを超え、227立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が227立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	734.40円
------------------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	231.6108円
------------	-----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	885.60円
------------------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	224.9648円
------------	-----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,647.00円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	221.6179円
------------	-----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (暖房期)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから45立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が45立方メートルを超え、180立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が180立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,620.00円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	185.2200円
------------	-----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,106.00円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	174.4200円
------------	-----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,952.80円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	164.1600円
------------	-----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。